令和8年 年末年始の 交通安全県民運動

令和8年 12月21日(月)～令和9年 1月4日(月) 15日間



令和７年度ＪＡ共済交通安全ポスター沖縄県コンクール【沖縄県警察本部長賞】
那覇中学校３年生（受賞時）親泊 かなさ さんの作品

運動のスローガン

その酒は 事故を呼び込む さそい水

運動の重点

1. 飲酒運転の根絶
2. 二輪車の交通事故防止
3. こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と高齢運転者等の交通事故防止
4. 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

STOP!! 飲酒運転

沖縄県・沖縄県交通安全推進協議会

飲酒運転根絶県民運動実施中！

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為です!!



酒酔い運転

「呼気１ℓあたり0.5mg以上のアルコールを保有した状態」又は「アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある状態」で車両を運転すること。

罰則

5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

行政処分

違反点数35点、免許取消欠格期間3年

酒気帯び運転



呼気１ℓあたり0.15mg以上のアルコールを体内に保有した状態で車両を運転すること。

罰則

3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

行政処分

0.25mg未満･･･違反点数13点、免許停止90日
0.25mg以上･･･違反点数25点、免許取消欠格期間2年

飲酒運転周辺者（車両提供者、酒類提供者、同乗者）も罰則の対象となります!!





【県内の飲酒運転の現状】（令和８年９月末時点）

- ○ 飲酒絡み事故発生件数･･･50件（前年比＋4件）
- ○ 飲酒絡み事故死者数･･･････5人（前年比＋2人）
- ○ 飲酒運転検挙件数･･･････700件（前年比 -46件）

道路交通法の改正により、令和８年7月21日から「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設されました!!



「酒酔い運転」の要件

【改正前】
●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
（数値基準なし）

「数値基準」を設けて明確化

【改正後】
●呼気中アルコール濃度 0.5mg/ℓ以上
または
●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
※「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

「酒気帯び運転」の要件※変更なし

●呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました！

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用される中央線などがない道路のことです。



■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html

飲酒運転根絶宣言店の募集

「飲酒運転をしない、させない、許さない」

沖縄県では、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、飲酒運転根絶を宣言し実践する飲食店を募集･登録します。
登録されると、次のような特典があります。

- ○ 登録証の交付
- ○ 沖縄県のホームページに、飲食店名･所在地等を掲載
- ○ 交通安全啓発物等の配布
- ○ 飲酒運転根絶ロゴマークの使用（申請不要）
- ○ 県知事表彰の対象（飲酒運転根絶対策功労表彰）



登録の対象

沖縄県内で営業し、来店者に酒類を提供する飲食店で、推進項目（様式２）の必須条件を除き、３項目以上を宣言し実践できる飲食店。
※店舗の形態に関わらず、店内で酒類を提供する場合であれば対象となります。
（例）居酒屋、BAR、スナック、ラーメン屋、お好み焼き屋、ファミリーレストランなど

申込方法

沖縄県のホームページから登録申込書･推進項目の様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ生活安全安心課に郵送又はFAXにて提出。

問合せ先

沖縄県生活福祉部生活安全安心課　交通安全市民活動班
TEL:098-866-2187　FAX:098-866-2789
E-mail:aa024007@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県・沖縄県交通安全推進協議会